

令和八年三月十九日付け広島県報（定期）第二十二号に登載の広島県人事委員会規則第十号（職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

人事委員会事務局公務員課長

ページ	行	正	誤
一	改正後の欄の後ろから九行目から一行目	条例第十条第一項第三号及び同項第四号の例により算出した額並びに当該運送に要する額	条例第十条第一項第三号の例により算出した当該運送に要する額
一	改正前の欄の後ろから六行目から八行目	条例第十条第一項第三号及び同項第四号の例により算出した額並びに当該運送に要する額	条例第十条第一項第三号の例により算出した当該運送に要する額
一	改正後の欄の後ろから一四行目から一六行目	条例第十条第一項第三号、同項第四号、同条第二項及び同条第三項の例により算出した額並びに当該運送に要する額	条例第十条第一項第三号、同条第二項及び第三項の例により算出した当該運送に要する額
一	改正前の欄の後ろから一三行目	条例第十条第一項第三号、同項第四号、同条第二項及び同条第三項の例により算出した額並びに当該運送に要する額	条例第十条第一項第三号、同条第二項及び第三項の例により算出した当該運送に要する額